

士別地区広域消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を

「インターネット通販でお試しのつもりが定期購入になっていた」、「スマートフォンに身に覚えのない請求があった」、「オンラインゲームの課金に祖母のクレジットカードを利用した」等のトラブルが子どもや若者にも多く起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まずできるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところか紹介します。



Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの**消費者と事業者とのトラブル**について相談できます。専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてアドバイスします。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。



Q2 どこに電話をすればよいですか？メールでの相談はできますか？

士別市内からは下記電話番号へ。

他の地域からは局番なしの消費者ホットライン「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

また、令和 2 年 12 月から電子メールでの相談受付を開始し、開庁時間外でもご相談が可能になりました。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



Q3 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、電話相談の場合は、通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）
メール相談：shohi-sos@city.shibetsu.lg.jp

